

岐阜県公報

第二千六百五十七号
平成二十七年六月十九日

(金曜日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の

一部改正

道路の供用開始

保安林の指定予定

教育委員会告示

岐阜県重要無形民俗文化財の指定解除

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

県営土地改良事業計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

可児都市計画の図書の縦覧

(統計課) 四二七^ハ

(道路維持課) 四二七

(飛騨農林事務所) 四二八

(社会教育文化課) 四二八

(環境生活政策課) 四二八

(商業・金融課) 四二九

(農地整備課) 四二九

(建設政策課) 四二九

(都市政策課) 四三一

告 示

岐阜県告示第三百八十五号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

「在宅障がい児者等実態調査」を「在宅障がい児者等実態調査 産業廃棄物処理動向調査」に改める。

岐阜県告示第三百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の期日)

一般 国道 号	百五十八	高山市松之木町六三番六地先 から	四・二	平成 二七・六一九	平成 三二・三二四
同 市同 町	五 番六地先	まで			

岐阜県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上切町一八七八、一八八〇

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上切町一八七八・一八八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の七第四項の規定により、次のとおり岐阜県重要無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第五項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

指定が解除された岐阜県重要無形民俗文化財

指定番号	種目	名称	所在地	技芸団体
岐重無民六四	民俗技術	長良川の鵜飼 漁	岐阜市長良九四 一〇	岐阜長良川鵜飼保 存会
			関市池尻七四	小瀬鵜飼保存会

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人訪問理美容サービス
 三代 表 者 の 氏 名 齋 飼 明 美
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市明和町五丁目一番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者の方が、地域住民と共に社会参加ができ、豊かで明るい生活を実現するため、訪問理美容サービスに関する事業を行い、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年六月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年六月十日

二 届出者の氏名又は名称

三菱UFJリース株式会社

三 建物の名称及び所在地

忠節フロンテ館

岐阜市島栄町一丁目四五番地五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久
 (変更後) 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久 外一者

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
曾代用水四期地区	関 市 役 所 美 濃 市 役 所	平成二七・六・一九から 同 七・一七まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年四月十五日	近藤電設	近藤賢司	岐阜市柳津町高桑二丁目二一六番地	般二二二四五二一	電気工事業
平成二十七年四月十五日	暁住建	今津幸男	大垣市釜笛二丁目五七三	般二四三五五四	建築及び大工事業

平成二十七年五月十四日	誠電気	川地好和	養老郡養老町室原一〇二二の二	般二十二 四六〇六	電気工業業
平成二十七年五月八日	WING	柴田伸和	多治見市笠原町二〇九五番地の二	般二十四 六〇〇五四	内装仕上工業業
平成二十七年五月一日	株式会社 館林	代表取締役 館林 輝義	恵那市大井町二〇八七番地の五二一	般二十二 一三三〇八	土木及びとび・土工工業業
平成二十七年四月三十日	安田建築	安田信行	大垣市中野町三丁目二四一	般二十三 二〇〇三七	土木、建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが、ブロック、板金、塗装、内装仕上及び建具工業業
平成二十七年四月三十日	河合建築	河合元夫	瑞穂市馬場前畑町一丁目七九番地	般二十四 一〇二六〇	建築工業業
平成二十七年四月三十日	津島信和サービス後藤株式会社	代表取締役 後藤 一男	羽島市足近町二丁目二六一番地一	般二十三 一〇一七三	とび・土工工業業
平成二十七年四月三十日	足立木材	足立清水	各務原市鷺沼各務原町四三二八二	般二十二 一〇〇六九	大工工業業
平成二十七年四月三十日	有限会社 伊政工業	取締役 伊藤政雄	岐阜市領下一五二一番地	般二十二 一七二六九	土木工業業
平成二十七年四月三十日	井戸道路 有限会社	代表取締役 小出 博員	下呂市萩原町野上一七九八番地	般二十四 一六三三三	土木、とび・土工及びほ装工業業
平成二十七年四月二十七日	株式会社 可知工務店	代表取締役 可知 亨農	恵那市大井町二四一六番地三	般二十二 一三二〇四	土木、とび・土工管及び造園工業業
平成二十七年五月十四日	福島医療 ガス株式会社	代表取締役 福島 鉄光	大垣市長沢町四丁目二八三	般二十四 九九一四	管工業業
平成二十七年五月十五日	イダケン	曾我健太郎	下呂市野尻一六四二	般二十二 八〇〇一六	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工業業
平成二十七年五月十八日	株式会社 永田工務店	代表取締役 小谷 則夫	郡上市高鷲町鮎立三七三〇番地の二	般二十七 一〇五六六	造園工業業
平成二十七年五月十八日	カトウ組	加藤剛史	岐阜市洞九七二番地二四七C棟南一〇六号	般二十六 一〇二七四	大工工業業
平成二十七年五月十九日	有限会社 兼松管工	代表取締役 兼松 康治	美濃加茂市深田町三丁目一二番二六号	般二十七 一四九九四	水道施設工業業
平成二十七年五月十九日	中根塗装 工務店	中根馨	瑞浪市土岐町桜堂五二五二番地	般二十四 六〇〇〇八	大工、左官、屋根、板金、塗装、防水及び内装仕上工業業
平成二十七年五月二十一日	なごみ工房	伊藤広明	土岐市泉森下町一丁目一四二	般二十五 六〇〇五六	建築及び建具工業業
平成二十七年五月二十一日	Top Runner 株式会社	代表取締役 館林 正孝	恵那市飯地町二八九七番地	般二十六 六〇〇五七	電気工業業
平成二十七年五月二十七日	株式会社 中棉管機	代表取締役 久世 宗清	大垣市中野町五丁目七四一番地五	特二十四 二二六六〇	建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが、ブロック、鋼構造物、鉄筋

平成二十七年五月二十八日	株式会社 大貫	代表取締役 栗山 修	美濃加茂市西町七 一七六	特二十二 一一八七二	板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁及び建具工事業
					建築、大工、防水内装仕上及び建具工事業

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画道路

三・四・九号 可児駅前線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

平成二十七年六月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社